

## VI 障害児支援について

### 1 障害児支援の基本的な視点

#### (1) できるだけ早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり

障害のある子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう、できるだけ早い時期から、子どもやご家族にとってより身近な地域で療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。

#### (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

支援を必要としている障害のある子どもが、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで、ライフステージに応じて一貫して支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

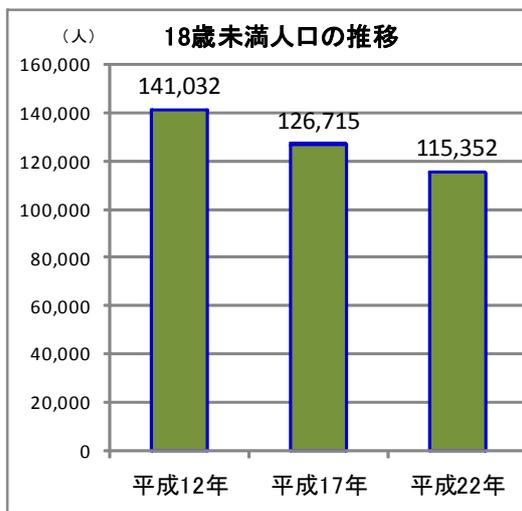
## 2 障害のある子どもの動向

### (1) 18歳未満の人口の推移等

本県の18歳未満の人口は、年々減少し、平成22年には約11万5千人、6才未満の人口は約3万4千人となっています。(図VI-2-1参照)

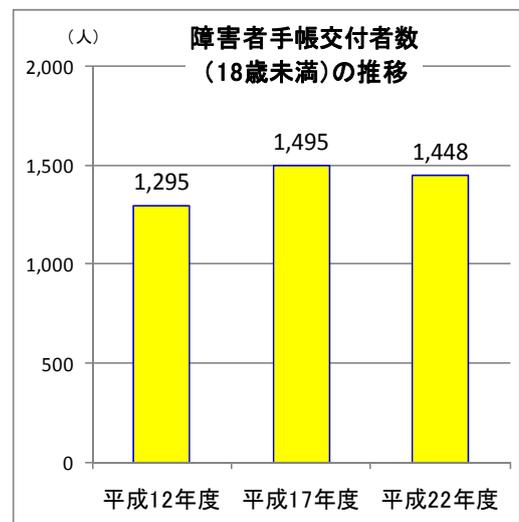
18歳未満の障害者手帳の交付者数は、平成22年には1,448人で、18歳未満人口の約1.3%を占めています。(図VI-2-2参照)

■ 図VI-2-1 高知県の18歳未満の人口推移



資料：総務省統計局「国勢調査」より

■ 図VI-2-2 障害者手帳交付者数(18歳未満)の推移



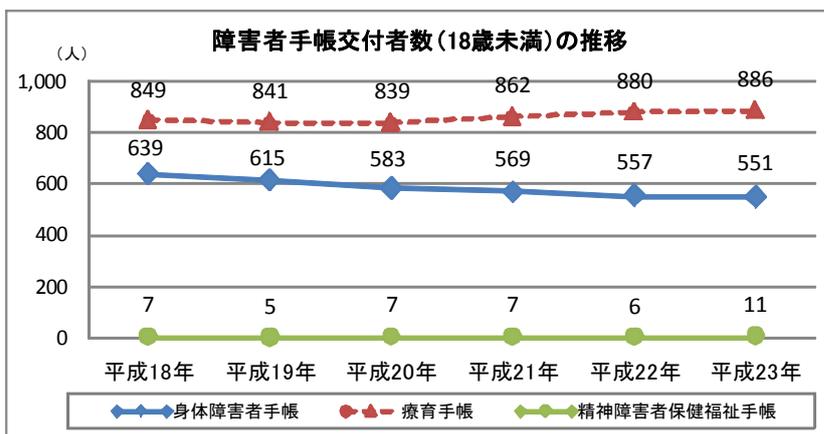
※各年度3月31日現在

### (2) 各種手帳の交付状況等

身体障害者手帳の交付者数は、年々減少していますが、療育手帳の交付者数は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は少ない状況です。

(図VI-2-3参照)

■ 図VI-2-3 各障害者手帳交付者数の推移(各年3月31日現在)



### (3) 支援を必要とする子どもの状況等

#### ① 未就学児の状況（0歳～5歳）

障害のある、又はその心配のある子どもについては、障害者手帳の交付を申請していない方が多いことから、障害により支援を必要とする子どもの実数を把握するため、各市町村等の協力のもと、次に該当する子どもの人数を調査しました。

- ・ 障害者手帳所持者
- ・ 特別児童扶養手当受給者
- ・ 児童デイサービスの利用者
- ・ 障害児保育を実施されている者
- ・ その他、乳幼児健診の結果等から、保健部門で把握している者 等

#### 【支援を必要とする未就学児の調査結果の概要】

今回の調査で、障害により支援を必要とする子どもの人数は1,213人で、6歳未満人口33,641人（平成22年国勢調査）の約3.6%を占めています。（表VI-2-1参照）

■ 表VI-2-1 支援を必要とする未就学児の状況（平成23年11月 各市町村調査）

（単位：人）

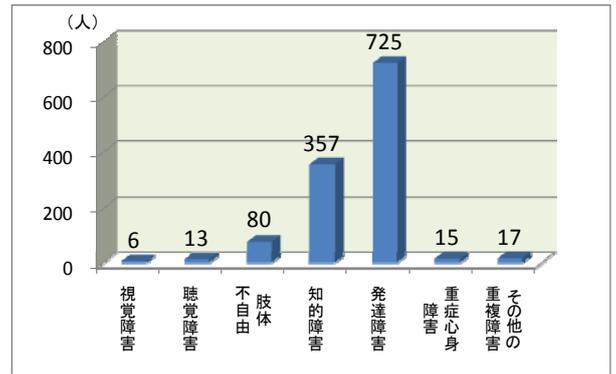
圏域	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	発達障害	重症心身障害	その他の重複障害	計
安芸	1	5	3	20	86	2	1	118
中央東	2	0	10	30	200	6	5	253
中央西	2	7	50	219	328	5	4	615
高幡	0	0	4	12	47	1	2	66
幡多	1	1	13	76	64	1	5	161
合計	6	13	80	357	725	15	17	1,213

合計に占める割合      0.5%      1.1%      6.6%      29.4%      59.8%      1.2%      1.4%

## ア 障害別

障害別では、発達障害が725人（59.8%）と最も多く、次いで知的障害357人（29.4%）、肢体不自由が80人（6.6%）となっています。

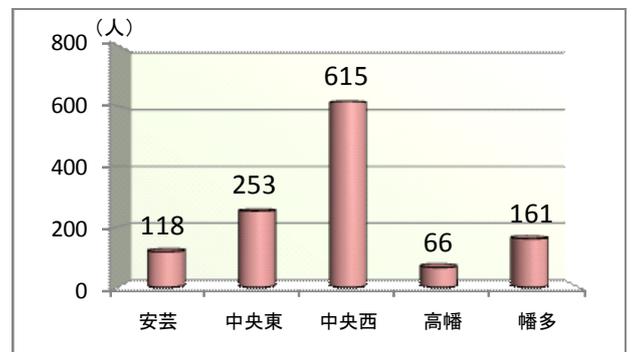
■ 図VI-2-4 支援を必要とする未就学児（障害別）



## イ 圏域別

圏域別では、高知市を含む中央西圏域が615人（50.7%）と最も多く、次いで中央東圏域が253人（20.9%）、幡多圏域が161人（13.3%）となっています。

■ 図VI-2-5 支援を必要とする未就学児（圏域別）



## ② 就学児の状況（6歳～17歳）

（特別支援学校（国・公立）、特別支援学級在籍児童生徒数等）※ p 16 一部再掲

特別支援学校に在籍している児童生徒810人の中では、知的障害の児童生徒が最も多く、全児童生徒数の約71%となっています。（表VI-2-2参照）

また、特別支援学級に在籍している子ども1,038人の中では、知的障害及び自閉症・情緒障害の児童生徒が多く、合わせて児童生徒数の約85.2%となっています。

（表VI-2-3参照）

通級による指導を受けている児童生徒は、言語障害又はLD・ADHDの児童生徒が指導を受けています。（表VI-2-4参照）

圏域別では、高知市を含む中央西圏域が1,150人（58.8%）と最も多く、次いで中央東圏域が328人（16.8%）、幡多圏域が194人（10.0%）となっています。

（表VI-2-5、図VI-2-6参照）

■ 表VI-2-2 特別支援学校（国・公立）障害種別児童生徒数

（平成23年5月1日現在）

		視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由	知的障害	計
小学部		6	6	8	52	119	191
中学部		2	9	10	37	158	216
高等部	1年	2	7	7	19	107	142
	2年	4	3	10	19	89	125
	3年	4	4	8	14	106	136
	小計	10	14	25	52	302	403
合計		18	29	43	141	579	810

（注）高等部には専攻科及び理療科を含む。

■ 表VI-2-3 特別支援学級児童生徒数（平成23年5月1日現在）

	弱視	難聴	言語障害	病弱・ 身体虚弱	肢体不自由	知的障害	自閉症・ 情緒障害	計
小学校	9	17	2	27	53	322	304	734
中学校	5	7	3	11	20	137	121	304
合計	14	24	5	38	73	459	425	1,038

■ 表VI-2-4 通級による指導を受けている児童生徒数（平成23年5月1日現在）

	言語障害	LD・ADHD	計
小学校	84	22	106
中学校		6	6
合計	84	28	112

■ 表VI-2-5 支援を必要とする就学児の状況（平成23年5月1日現在）

（単位：人）

圏域	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	発達障害 情緒障害	その他の 障害	計
安芸	2	6	18	69	45	4	144
中央東	5	7	41	168	95	12	328
中央西	21	29	130	597	238	135	1,150
高幡	0	3	14	77	39	8	141
幡多	4	8	10	125	36	11	194
合計	32	53	213	1,036	453	170	1,957

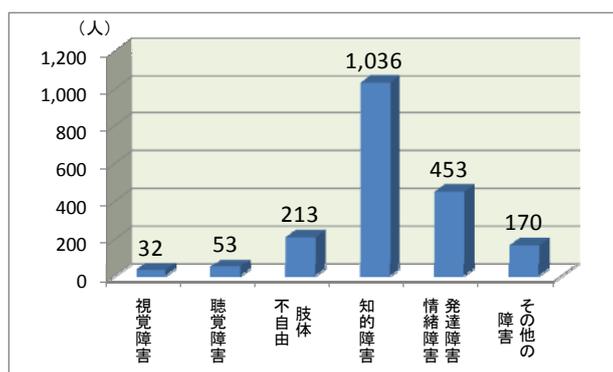
合計に占める割合 1.6% 2.7% 10.9% 52.9% 23.1% 8.7%

（注）特別支援学校、特別支援学級の在籍児童生徒及び通級指導を受けている児童生徒（県内出身者）の人数を計上している（※県外出身者3人は除く。）。

## ア 障害別

障害別では、知的障害が1,036人（52.9%）と最も多く、次いで発達障害・情緒障害が453人（23.1%）、肢体不自由が213人（10.9%）となっています。

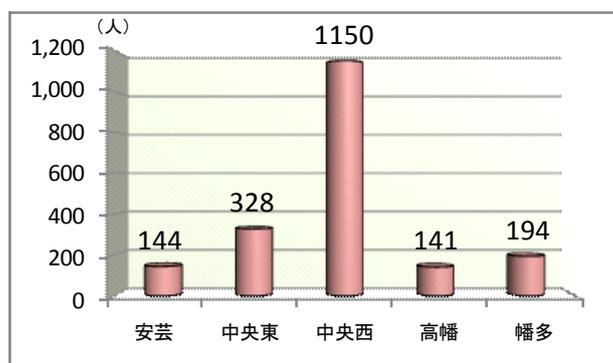
■ 図VI-2-6 支援を必要とする就学児（障害別）



## イ 圏域別

圏域別では、高知市を含む中央西圏域が1,150人（58.8%）と最も多く、次いで中央東圏域が328人（16.8%）、幡多圏域が194人（9.9%）となっています。

■ 図VI-2-7 支援を必要とする就学児（圏域別）



また、県教育委員会が行っている「特別な教育的配慮が必要な児童生徒についての現状調査結果」では、公立の小中学校の通常学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒数が年々増加傾向にあり、平成22年は、約5.84%となっています。

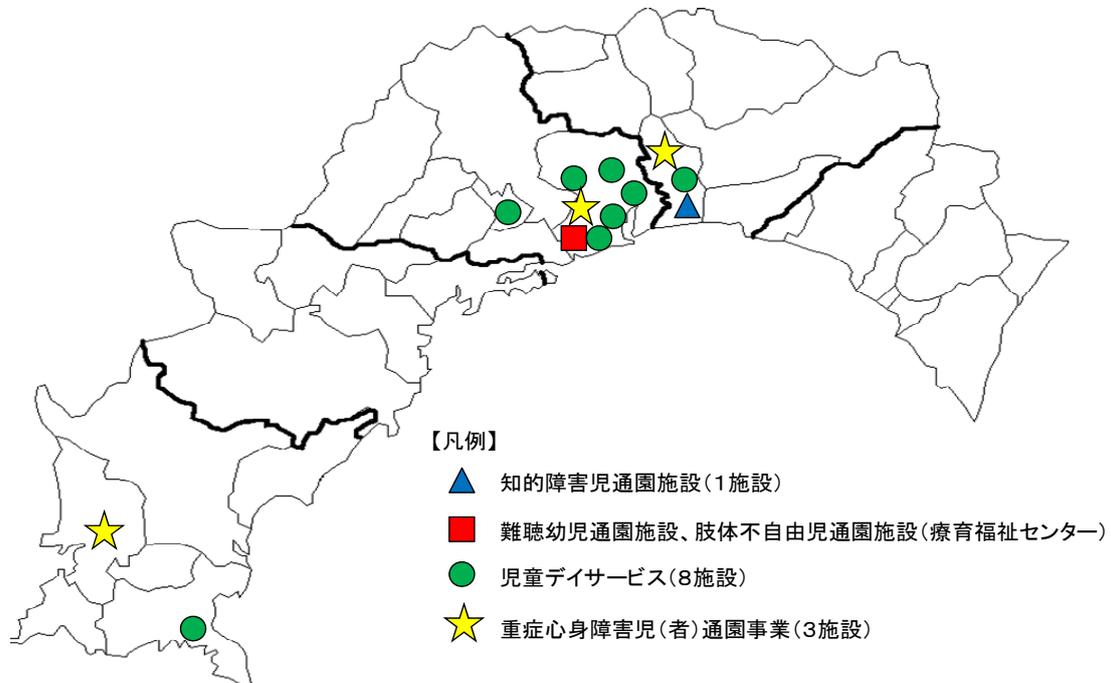
(参考) ※一部再掲

- ① 18歳未満の人口 115,352人（平成22年国勢調査）
- ② 6歳未満の人口 33,641人（同上）
- ③ 支援を必要とする子どもの人数 3,170人（18歳未満人口に占める割合：③／①＝2.7%）
  - ア 未就学児 1,213人（6歳未満に占める割合：ア／②＝3.6%）
  - イ 就学児 1,957人（※県内出身者）
- ④ 障害者手帳所持者 1,448人（18歳未満人口に占める割合：④／①＝1.3%）
- ⑤ 特別児童扶養手当受給者 1,567人（18歳未満人口に占める割合：⑤／①＝1.4%）

### 3 障害児施設等の設置状況（通所系）

高知市周辺部に施設が集中しており、安芸圏域や高幡圏域には障害児施設が1箇所もない状況となっています。（図VI-3-1、表VI-3-1参照）

■ 図VI-3-1 障害児施設（通所）の設置状況（平成24年1月現在）



■ 表VI-3-1 障害児施設等一覧（平成24年1月現在）

種別	事業所名	市町村	圏域	定員
児童デイサービス	ウィッシュかがみの	南国市	中央東	10
	昭光園	高知市	中央西	10
	アートセンター 画楽	高知市	中央西	10
	旭福祉センター「あゆみ」	高知市	中央西	10
	東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	高知市	中央西	10
	高知県立療育福祉センター	高知市	中央西	20
	ぶらうらんど長山田	日高村	中央西	10
	Kidsたいよう	土佐清水市	幡多	10
	計			90
難聴幼児通園施設	高知県立療育福祉センター	高知市	中央西	30
肢体不自由児通園施設	高知県立療育福祉センター	高知市	中央西	20
知的障害児通園施設	やいろ	南国市	中央東	20
重症心身障害児(者)通園事業	土佐希望の家	南国市	中央東	5
	国立高知病院	高知市	中央西	5
	幡多希望の家	宿毛市	幡多	5
	計			15
合計				175

## 4 障害児施設等の利用状況（通所系）

平成23年7月の障害児施設等の実利用者数は341人で、支援を必要とする18歳未満の子ども（3,170人）の約10.8%にとどまっています。

なお、平成23年11月現在のサービスの支給決定者数は、514人となっています。

児童デイサービスが、延べ利用日数、実利用者数ともに伸びていますので、全体の实利用者数も増加傾向にあります。（表VI-4-1、図VI-4-1参照）

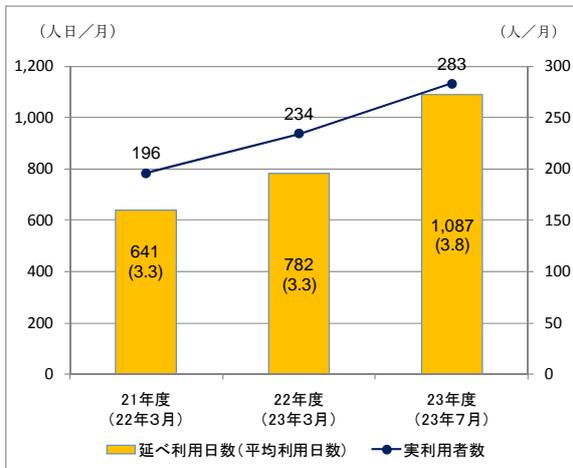
■ 表VI-4-1 障害児施設等（通所）の延べ利用日数及び実利用者数の状況

サービス(施設)種別	区分	利用実績		
		21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)
児童デイサービス	延べ利用日数	641 人日/月	782 人日/月	1,087 人日/月
	実利用者数	196人	234人	283人
	(平均利用日数)	(3.3)	(3.3)	(3.8)
難聴幼児通園施設	延べ利用日数	52 人日/月	43 人日/月	38 人日/月
	実利用者数	17人	13人	10人
	(平均利用日数)	(3.1)	(3.3)	(3.8)
肢体不自由児通園施設	延べ利用日数	27 人日/月	31 人日/月	15 人日/月
	実利用者数	8人	6人	6人
	(平均利用日数)	(3.4)	(5.2)	(2.5)
知的障害児通園施設	延べ利用日数	215 人日/月	223 人日/月	243 人日/月
	実利用者数	33人	38人	38人
	(平均利用日数)	(6.5)	(5.9)	(6.4)
重症心身障害児(者) 通園事業 (18歳未満利用者)	延べ利用日数	— 人日/月	53 人日/月	28 人日/月
	実利用者数	—	8人	4人
	(平均利用日数)	—	(6.6)	(7.0)
計	延べ利用日数	935 人日/月	1,132 人日/月	1,411 人日/月
	実利用者数	254人	299人	341人
	(平均利用日数)	(3.7)	(3.8)	(4.1)

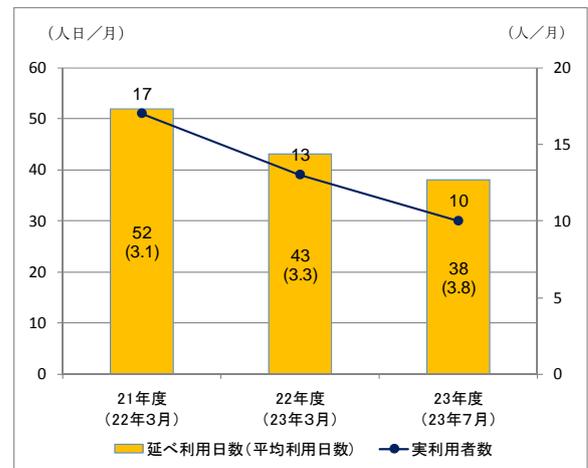
(注) 21年度の重症心身障害児(者)通園事業は、A型とB型が混在しているため、数値の集計は行わず、「—」としている。

■ 図VI-4-1 障害児施設等（通所）の延べ利用日数及び実利用者数の状況（施設・事業別）

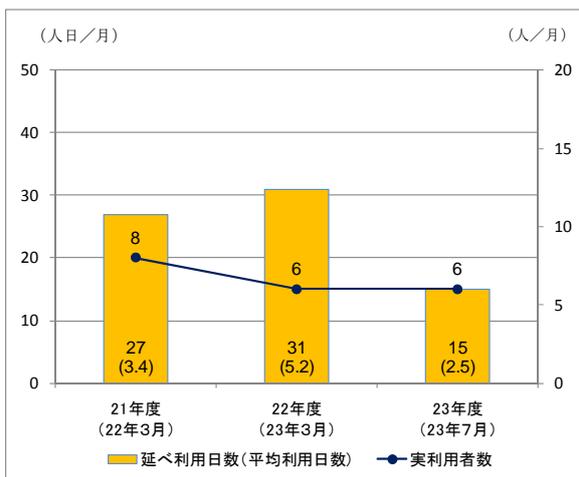
【児童デイサービス】



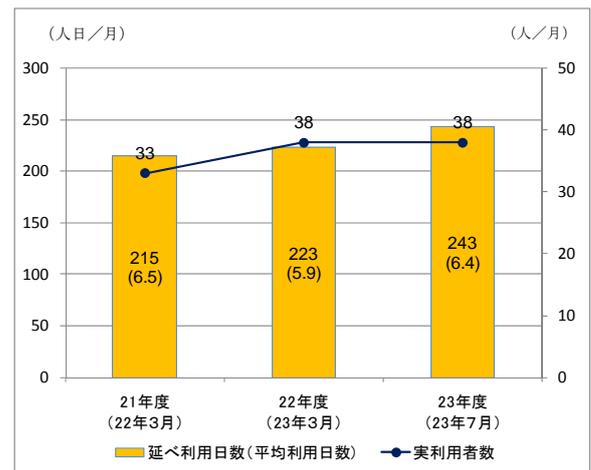
【難聴幼児通園施設】



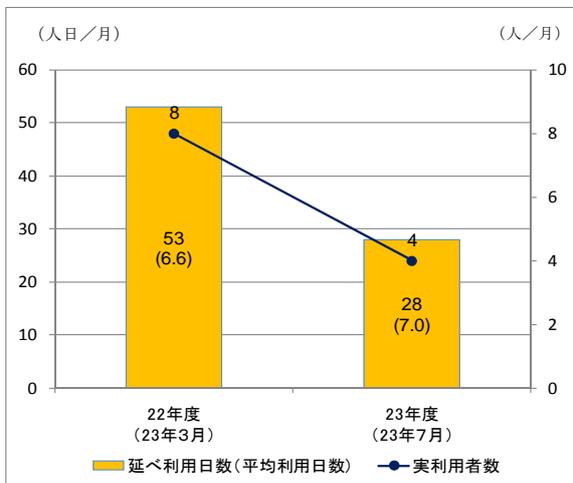
【肢体不自由児通園施設】



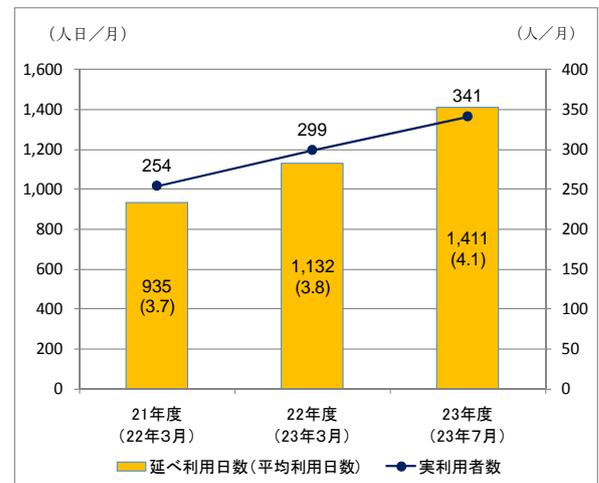
【知的障害児通園施設】



【重症心身障害児（者）通園事業（18歳未満）】



【通所系施設・事業計】



## 5 療育福祉センターの状況について

県立療育福祉センターは、障害のある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行う総合的な施設として、平成 11 年 4 月に開設しました。

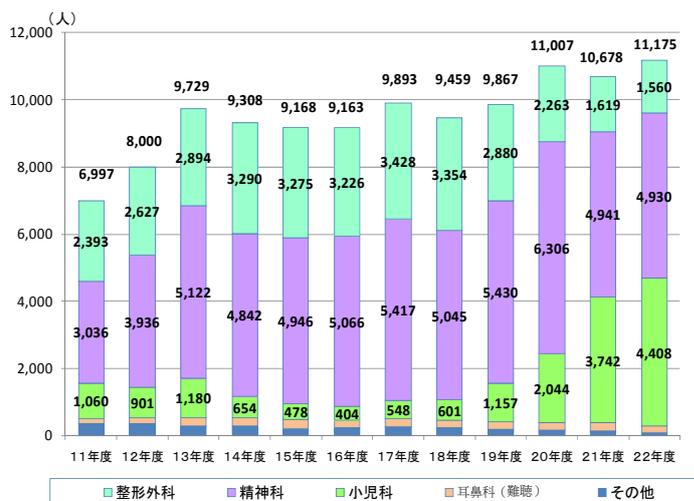
また、平成 18 年には、発達障害児・者に対する支援を充実するため、発達障害者支援センターを設置しました。

### (1) 外来診療

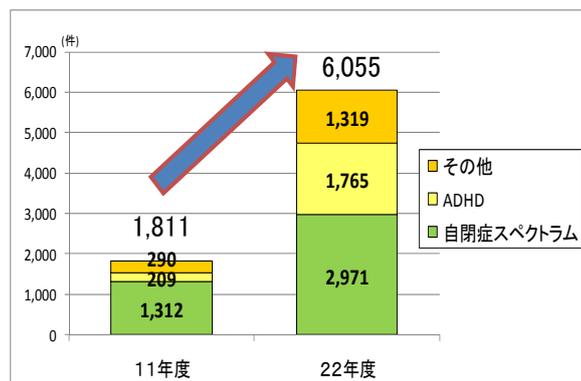
外来患者数は、発達障害の受診者数が 11 年間で約 3.3 倍に増加していることなどから、増加傾向にあります。(図VI-5-1、表VI-5-1 参照)

なお、平成 22 年度の発達障害の受診者数は、年間延べ 6,000 人を超えていますが、県内の専門医師は数名と大幅に不足しており、診断までの待機期間が長期化していることが大きな課題となっています。(図VI-5-2 参照)

■ 図VI-5-1 療育福祉センターの外来患者数の推移



■ 図VI-5-2 療育福祉センター発達障害受診者数の推移



■ 表VI-5-1 療育福祉センターの医師数の推移

	11年度～18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
整形外科	3人	2人	1人	(2人)	(3人)	(3人)
小児科	(1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人
精神科	1人	1人 (2人)	1人 (2人)	1人 (2人)	1人 (2人)	1人 (1人)
計	4人 (1人)	4人 (3人)	3人 (3人)	2人 (5人)	2人 (6人)	2人 (4人)

※ ( ) は、月 1 回以上勤務の非常勤医師の数

## (2) 早期発見・早期療育の支援

療育福祉センターでは、できるだけ身近な地域において、早期に発達障害を発見し、早期に療育が行えるよう、乳幼児健診を活用した早期発見や、発見後の親カウンセリング、早期療育親子教室の取り組みを行う市町村を支援しています。

現在、高知市、土佐市、香美市、いの町の4市町において、これらの取り組みが行われ、早期発見後の支援により、確定診断や児童デイサービスなどの療育機関につながるケースが多くなっています。(表VI-5-2参照)

■ 表VI-5-2 早期発見・早期療育の取り組み

取り組み	取り組みの内容
乳幼児健診を活用した早期発見	市町村の乳幼児健診の際に、二次問診票を活用してスクリーニングを行い、フォローが必要な子どもを発見する
親カウンセリング	発見後に、保護者をサポートしながら、経過観察や受診の勧奨などの親カウンセリングを行う
早期療育親子教室	確定診断前に、福祉保健所等において、一人ひとりの発達の状況に応じた個別療育支援を行う

## 6 障害児支援施策の見直し

平成 22 年 12 月に児童福祉法等の一部が改正され、平成 24 年 4 月から施行されることに伴い、障害児施設等の体系が再編されます。

今回の改正では、障害種別で分かれている現行の障害児施設等を、入所・通所の利用形態別に一元化するとともに、「医療型」と「福祉型」に再編されます。

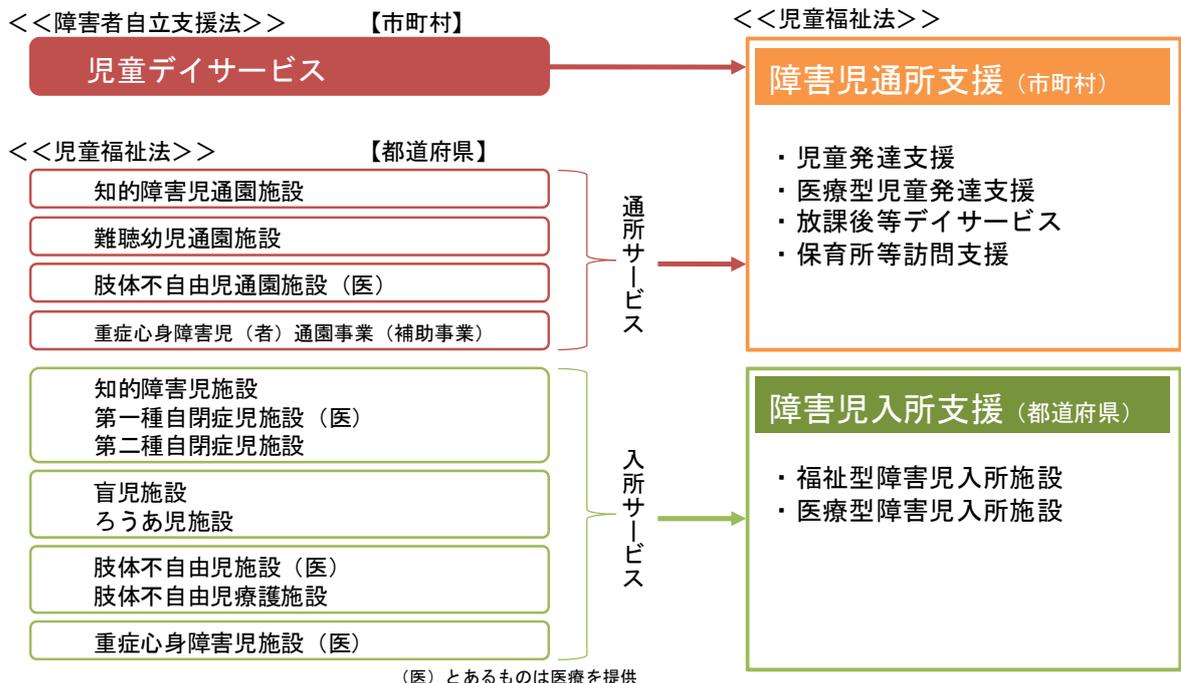
これに伴い、18 歳以上の障害児施設の入所者は、児童福祉法ではなく、障害者自立支援法の障害者施策により対応することとなります。(表VI-6-1 参照)

■ 表VI-6-1 法改正に伴い、変更となる障害児支援の内容

変わる内容	ポイント
障害児支援の根拠法令	障害者自立支援法と児童福祉法にまたがっている根拠法令を、原則として児童福祉法へ一本化
支援（実施）主体の変更	通所サービスの主体を都道府県（児童相談所）から市町村へ移管
入所・通所サービスの再編	障害種別ごとのサービス体系を、機能ごとのシンプルなサービス体系へ再編
新たな支援サービスの創設	保育所や幼稚園、学校などへ支援者が出向く支援（保育所等訪問支援）や、障害児の相談支援を創設
重症心身障害のある人の通所支援の見直し	予算補助事業から児童福祉法の個別給付へ転換
障害児施設に入所する 18 歳以上の人への対応	原則として障害者自立支援法を適用（障害児施設も自立支援法の事業所指定が必要なケースあり）

### 障害児施設・事業の一元化 イメージ

- 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



通所サービスは、次の（１）から（４）のとおり、通所支援の機能に相当する「児童発達支援」や、就学児の児童デイサービスの機能に相当する「放課後等デイサービス」などの４種類となります。（表VI-6-2参照）

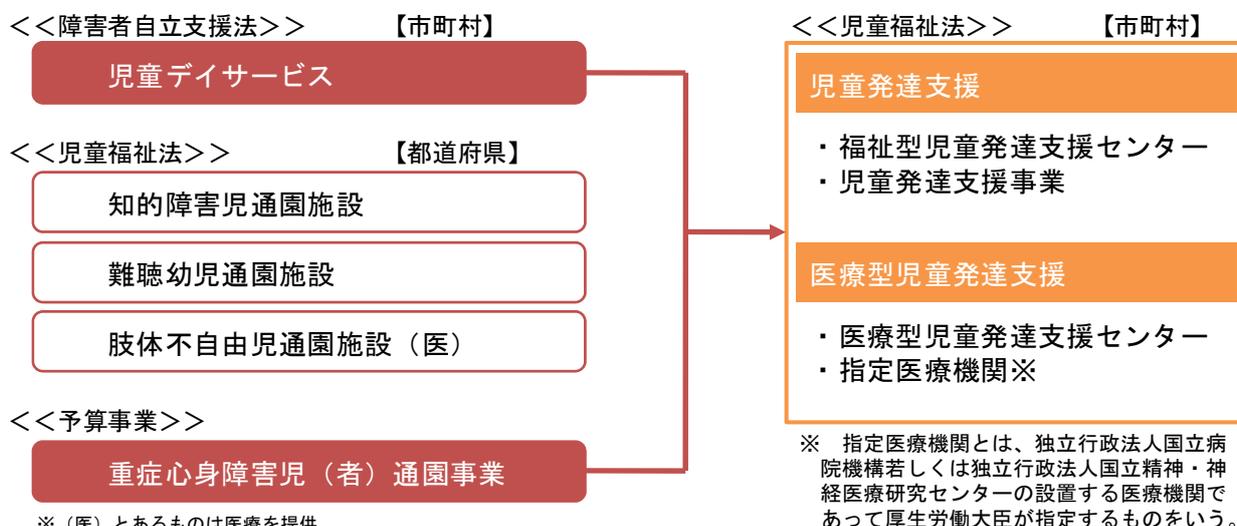
■ 表VI-6-2 障害児通所支援の種類と内容

通所サービスの種類	支援内容
（１）児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
（２）医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行う
（３）放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行う
（４）保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行う

なお、児童発達支援は、「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」の２つに区分され、児童発達支援センターは、通所支援の機能に加え、保育所等への訪問支援や相談支援などの地域支援の機能が横付けされ、地域の中核的な療育支援施設と位置付けられています。

## 児童発達支援の概要

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の２類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。



※（医）とあるものは医療を提供

■ 表VI-6-3 法改正に伴う障害児関連の主な福祉サービスの新旧対照表

	これまでのサービス	24年4月からのサービス	利用対象年齢	備考
通所系	児童デイサービス(I型)	児童発達支援	未就学児	支給決定は市町村へ一元化
	障害児通園施設	児童発達支援 放課後等デイサービス	未就学児と学齢児	
	児童デイサービス(II型)	放課後等デイサービス	学齢児	小中高校生が対象 (特例の場合は19歳まで利用可)
	重症心身障害児(者) 通園事業	未就学...児童発達支援 学齢児...放課後等デイサービス (成人...生活介護など)		補助事業から法定事業へ転換
	日中一時支援	同左	年齢を問わない	一部は放課後等デイサービスへ移行
在宅系	ホームヘルプ(居宅介護)	同左	年齢を問わない	これらのサービスは子ども・成人が共通して利用するため、引き続き自立支援法へ位置付けられる
	行動援護	同左		
	ガイドヘルプ(移動支援)	同左		
その他	ショートステイ(短期入所)	同左		
	障害児入所施設	障害児入所支援 (福祉型・医療型)	原則18歳まで (特例の場合は19歳まで利用可)	
		保育所等訪問支援	未就学児と学齢児	学校や学童保育(放課後児童クラブ)への派遣も可能
		障害児相談支援	原則18歳まで(特例の場合は19歳まで利用可)	18歳以上の人は、原則として自立支援法のサービスで対応

## 7 障害児に係るサービス提供体制の整備

### (1) 現状等

現在、障害のある子どもに対しては、専門的療育の機能を持つ「障害児通園施設」（県内3施設）、地域に密着した療育機能を持つ「児童デイサービス」（同8施設）及び重症心身障害児の日常生活訓練や機能訓練を行う「重症心身障害児（者）通園事業」（同3施設）において支援が行われています。

しかしながら、高知市周辺部に施設が集中しており、安芸圏域や高幡圏域では、施設が1箇所もない状況となっています。

平成24年4月から、障害の重複化等に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設・事業が一元化され、新たに「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」などの福祉サービスに再編されます。

第3期計画では、障害のある子どもを取り巻く現状や課題を踏まえ、障害児支援施策の見直しに併せて、できるだけ身近な地域でサービスが受けられるよう、新たなサービスの必要見込量と、必要な事業所数を見込みます。

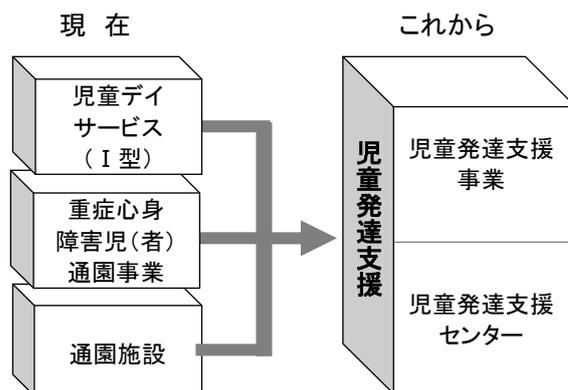
### (2) 必要なサービス供給体制の整備

#### ① 児童発達支援

未就学児の通所支援は、これまで児童デイサービス（I型）、重症心身障害児（者）通園事業及び通園施設に分かれていましたが、「児童発達支援」に統合されます。

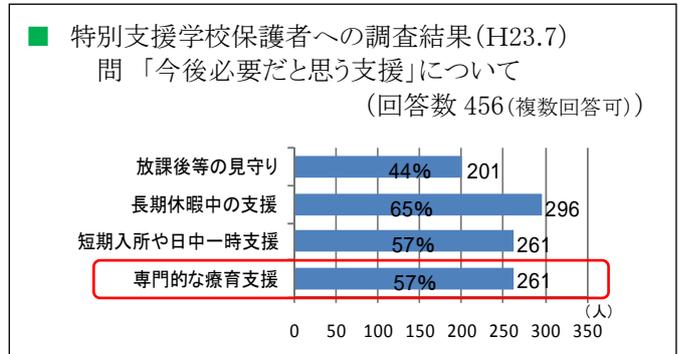
児童発達支援は、「児童発達支援事業」と「児童発達支援センター」とに区分されます。

児童発達支援センターは、通所による支援に加え、保育所等訪問支援や障害児の相談支援などの地域支援を行い、地域の中核的な療育支援施設として位置付けられています。



平成 23 年 11 月時点のサービスの利用者数（支給決定者数）は 264 人で、支援を必要とする未就学児の約 21.8%となっています。

平成 23 年 6 月から 7 月にかけて実施した、特別支援学校在校生及び保護者へのアンケート調査のうち、「今後必要だと思う支援」の結果では、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が約 57%となっています。



平成 26 年度における「児童発達支援」のサービス見込量については、こうしたニーズ等を考慮し、未就学児のサービスの利用率を 60%に引き上げるとともに、子どもの時期から適切な支援が行えるよう、1 週間当たりの利用回数を、現在の平均 1 日から平均 1.5 日とします。(表VI-7-1 参照)

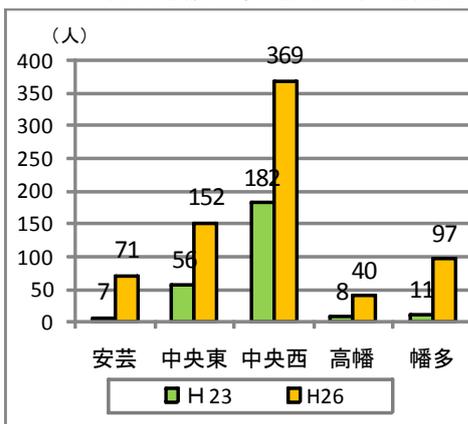
■ 表VI-7-1 児童発達支援のサービス利用見込量と整備が必要な事業所数

圏域	未就学児の人数	区分	23年度(23年11月)
安芸	118人	サービス利用者数 (利用率)	7人 (5.9%)
中央東	253人	サービス利用者数 (利用率)	56人 (22.1%)
中央西	615人	サービス利用者数 (利用率)	182人 (29.6%)
高幡	66人	サービス利用者数 (利用率)	8人 (12.1%)
幡多	161人	サービス利用者数 (利用率)	11人 (6.8%)
合計	1213人	サービス利用者数 (利用率)	264人 (21.8%)

利用率60%を  
目標とする

26年度 A	1日あたりの利用者数(週1.5回利用) B=A×1.5/5日	圏域内定員(24年1月見込) C	不足数 B-C
71人 (60%)	21人	0人	21人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>2ヶ所</b>	
152人 (60%)	46人	35人	11人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>1ヶ所</b>	
369人 (60%)	111人	75人	36人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>4ヶ所</b>	
40人 (61%)	12人	0人	12人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>2ヶ所</b>	
97人 (60%)	29人	20人	9人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>1ヶ所</b>	
729人 (60%)	219人	130人	89人
<b>整備が必要な事業所数</b>		<b>10ヶ所</b>	

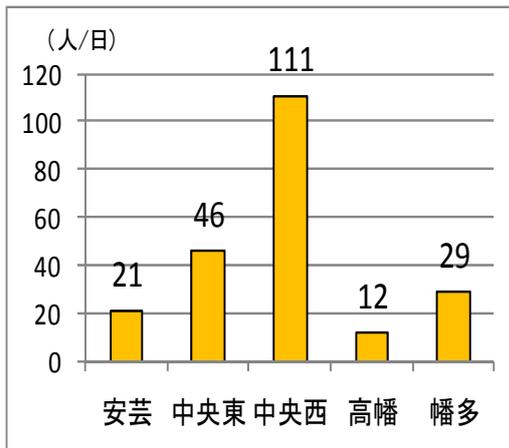
【サービス利用者数の状況(H23)と見込み(H26)】



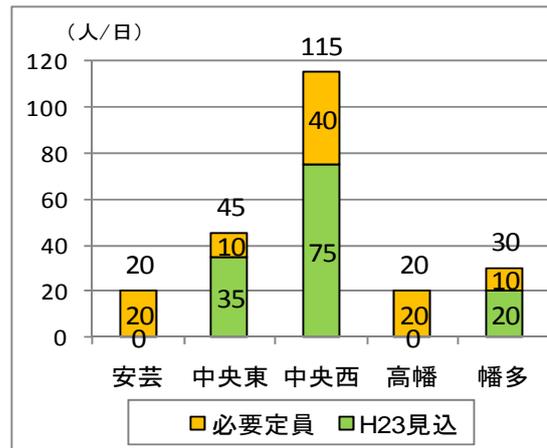
(注)「整備が必要な事業所数」は、児童発達支援事業の最低定員が 10 人であることから、不足数を 10 人単位に切り上げて、必要な事業所数を見込んだものである。ただし、地域の実情等から安芸圏域は 2 ヶ所、中央東圏域は 1 ヶ所と見込んだ。

■ 図VI-7-1 児童発達支援の利用見込量と必要な定員数（平成26年度）

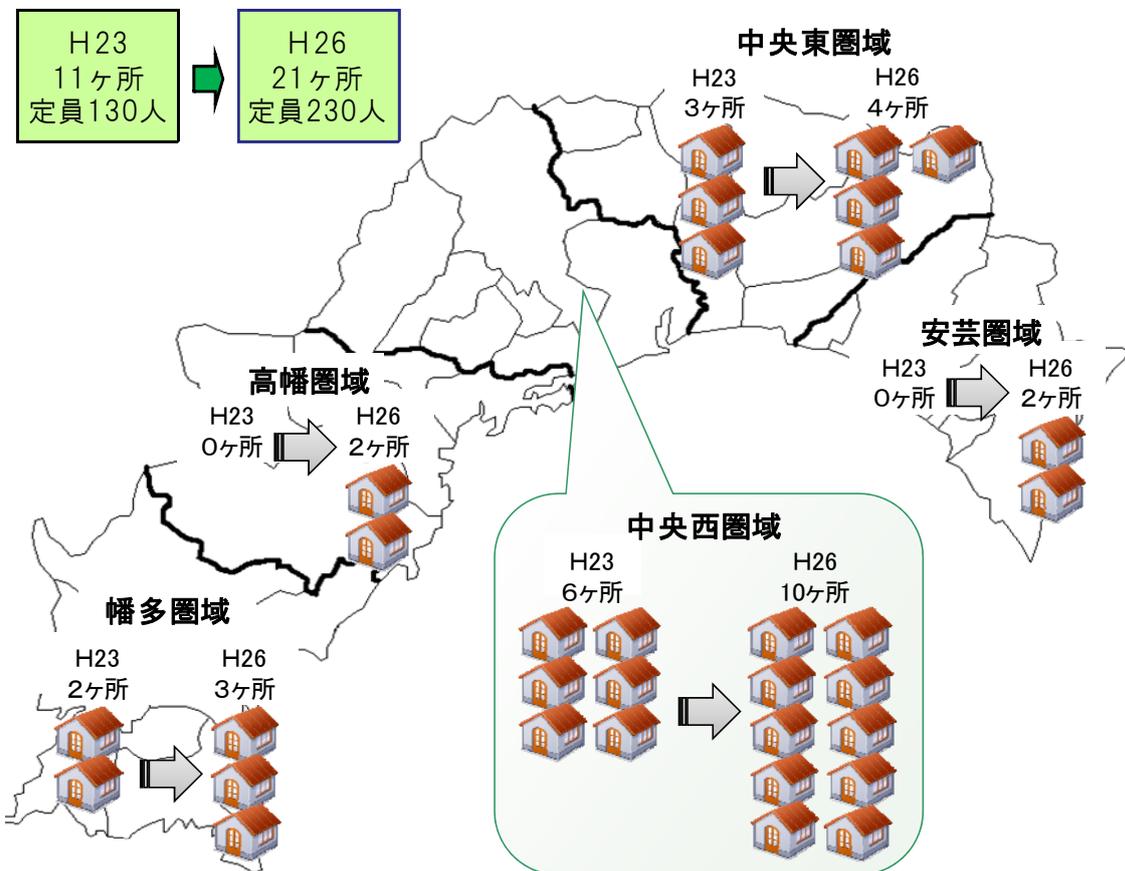
【児童発達支援の利用見込量】



【児童発達支援の整備が必要な定員数】



■ 図VI-7-2 児童発達支援の整備目標

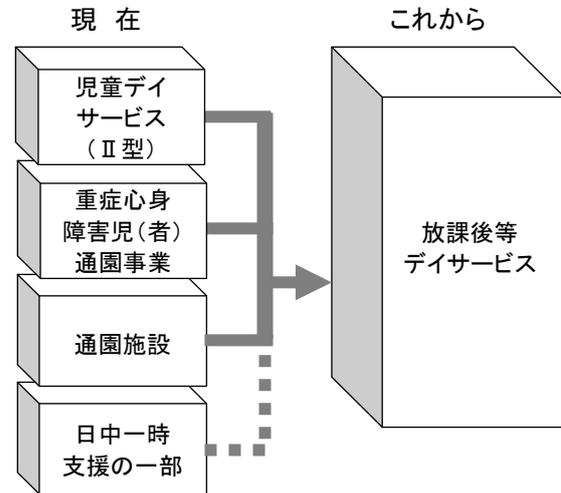


※ 児童発達支援のうち、保育所等訪問支援や相談支援を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設と位置付けられる「児童発達支援センター」は、各圏域に1～2箇所の整備を目標とします。

## ② 放課後等デイサービス

就学児の通所支援は、これまで主に児童デイサービス（Ⅱ型）と重症心身障害児（者）通園事業及び通園施設に分かれていましたが、「放課後等デイサービス」に統合されます。

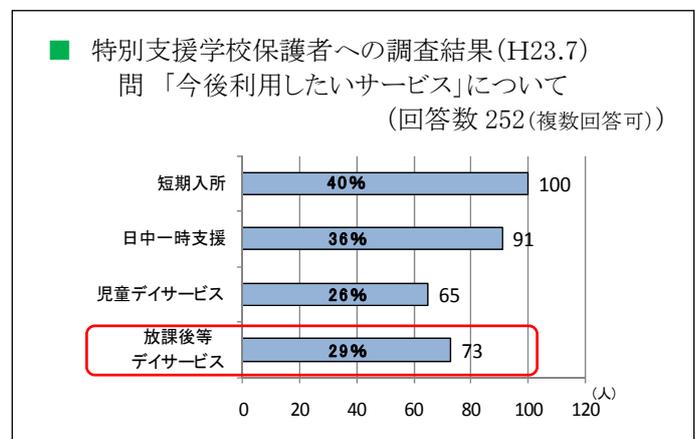
また、一部の日中一時支援事業所についても放課後等デイサービスへ移行する可能性があります。



平成 23 年 11 月時点のサービスの利用者数（支給決定者数）は 250 人で、支援を必要とする就学児の約 13%となっています。

平成 23 年 6 月から 7 月にかけて実施した、特別支援学校在校生及び保護者へのアンケート調査のうち、「今後利用したいサービス」の結果では、「放課後等デイサービス」が約 29%となっています。

平成 26 年度における「放課後等デイサービス」のサービス見込量については、こうした保護者のニーズ等を考慮し、就学児のサービスの利用率を 30%に引き上げるとともに、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供できるように、1 週間当たりの利用回数を 2 日とします。（表Ⅵ-7-2 参照）

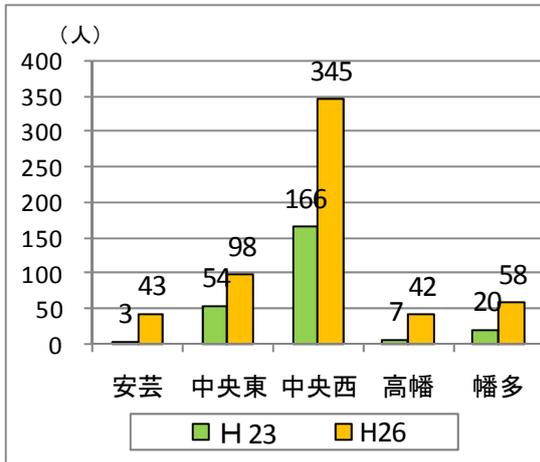


■ 表VI-7-2 放課後等デイサービスの利用見込量と整備が必要な事業所数

圏域	就学児の人数	区分	23年度 (23年11月)	26年度 A	1日あたりの 利用者数 (週2回利用) B=A×2/5日	圏域内 定員 (24年1月見込) C	不足数 B-C
安芸	144人	サービス利用者数 (利用率)	3人 (2.1%)	43人 (30%)	17人	0人	17人
中央東	328人	サービス利用者数 (利用率)	54人 (16.5%)	98人 (30%)	39人	30人	9人
中央西	1150人	サービス利用者数 (利用率)	166人 (14.4%)	345人 (30%)	138人	60人	78人
高幡	141人	サービス利用者数 (利用率)	7人 (5.0%)	42人 (30%)	17人	0人	17人
幡多	194人	サービス利用者数 (利用率)	20人 (10.3%)	58人 (30%)	23人	20人	3人
合計	1957人	サービス利用者数 (利用率)	250人 (12.8%)	586人 (30%)	234人	110人	124人

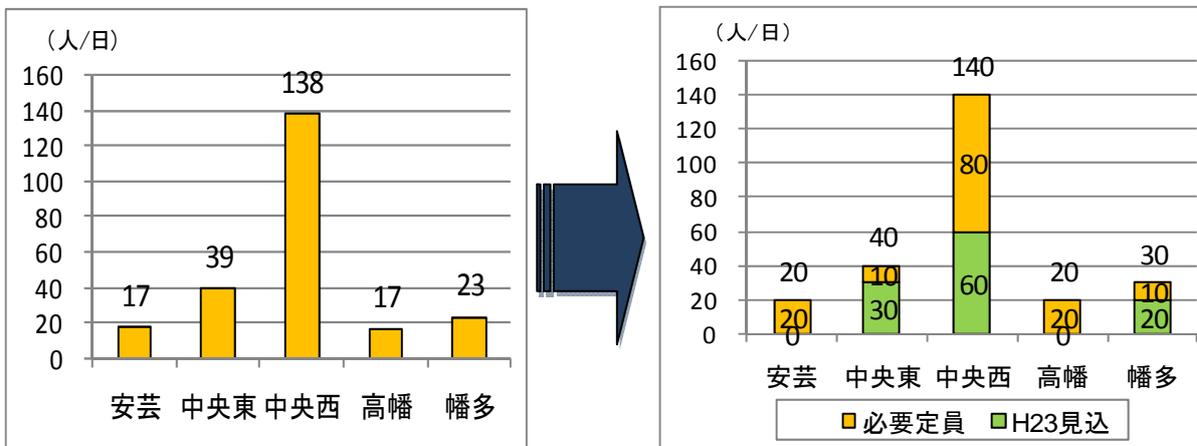
利用率30%を  
見込みとする

【サービス利用者数の状況 (H23) と見込み (H26)】

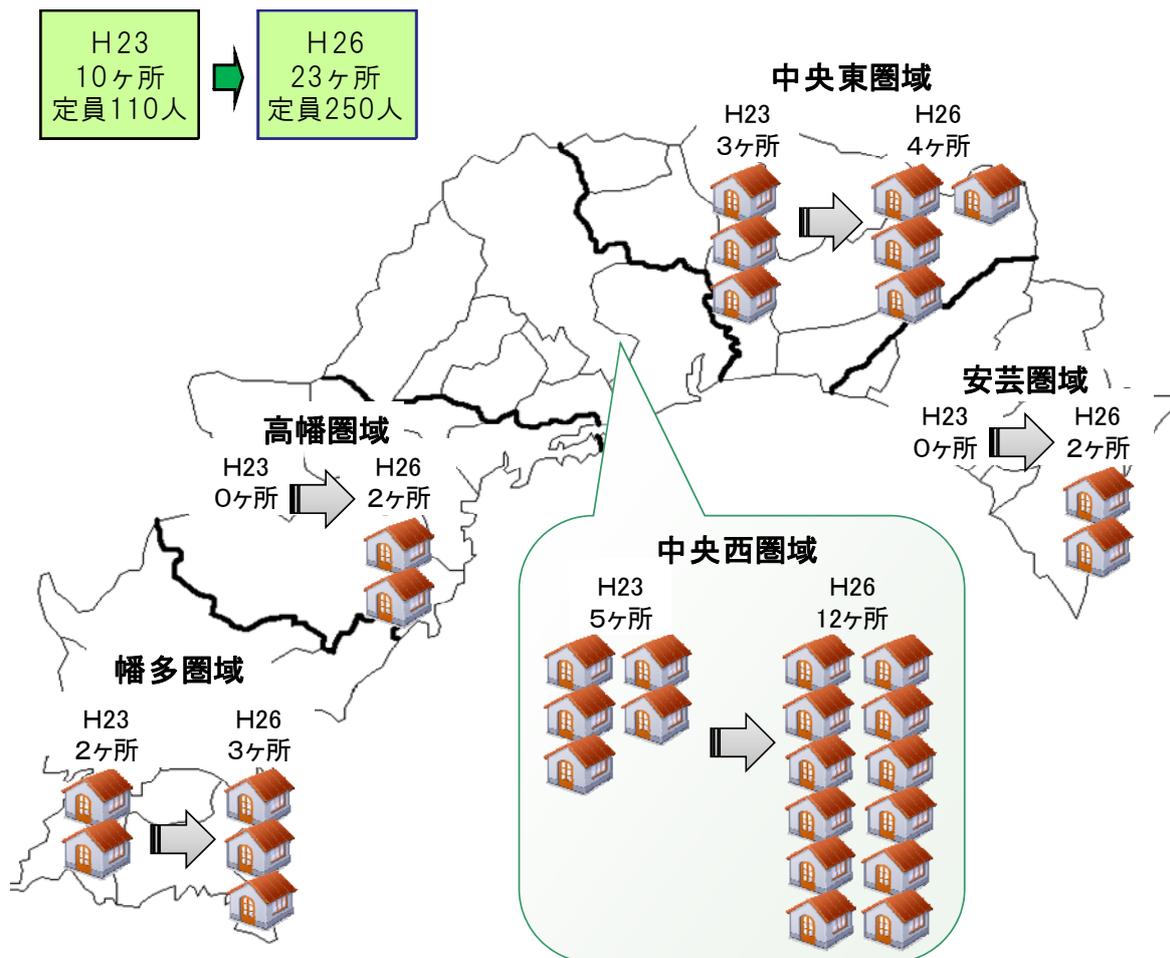


(注)「整備が必要な事業所数」は、放課後等デイサービスの最低定員が10人であることから、不足数を10人単位に切り上げて、必要な事業所数を見込んだものである。ただし、地域の実情等から中央西圏域は7ヶ所と見込んだ。

■ 図VI-7-3 放課後等デイサービスの利用見込量と必要な定員数(平成26年度)



■ 図VI-7-4 放課後等デイサービスの整備目標



### ③ 保育所等訪問支援

これまで障害のある子どもは、原則的に施設へ通って支援を受けるしかありませんでしたが、平成24年4月からは、保育所や幼稚園などに通いながら療育支援を受けることができる「保育所等訪問支援」が新設されます。

保育所等訪問支援は、児童発達支援センター等の職員が保育所等に訪問し、集団生活への適応のために、障害のある子どもへの直接支援や保育所等のスタッフへの支援を行うもので、障害児支援の経験を有する保育士や児童指導員、心理担当職員などの専門職が行い、支援回数は2週間に1回程度が想定されています。

県内の障害児保育を実施している保育所や特別支援学校などの状況は、保育所・幼稚園が190ヶ所、特別支援学校が16ヶ所、特別支援学級が545ヶ所などとなっています。(表VI-7-3参照)

保育所等訪問支援は、障害のある子どもに関する知識と経験を有することが必要ですので、児童発達支援または放課後等デイサービスを実施する事業所がこの支援を担うこととなります。

■ 表VI-7-3 保育所等訪問支援の対象となる施設・学校等の状況

	施設・学校数	障害児数	加配保育士
保育所（高知市以外）	107	243	231
保育所（高知市）	66	170	142
幼稚園（私立）	17	52	
特別支援学校	16	868	
特別支援学級（小学校）	373	734	
特別支援学級（中学校）	172	304	
通級指導	7	102	
計	758	2,473	373

資料 保育所（高知市以外）・・・平成22年度における障害児保育を実施した保育所数等（県教育委員会）  
 保育所（高知市）・・・平成23年4月における障害児保育を実施した保育所数等（高知市教育委員会）  
 幼稚園（私立）・・・平成23年度私立幼稚園特別支援教育費補助金に係る実施状況（県教育委員会）  
 特別支援学校、特別支援学級、通級指導・・・平成23年度高知県の特別支援教育資料（県教育委員会）

## 8 今後の取り組み

### (1) 早期発見の支援体制づくり

- 障害のある子どもは、可能な限り早い時期から、障害の特性に配慮した支援を行うことで、その後の発達や成人期の適応に良い影響を与えることから、どんな障害でも、関係機関の連携により、できるだけ早く適切な支援につなげていくことが大切です。
- このため、乳幼児健診や新生児聴覚スクリーニング検査で精密検査等が必要となった子どもについては、適切な療育支援が受けられるよう、市町村など関係機関と連携しながら、確実にフォローアップを行うとともに、療育福祉センターで専門的な検査や相談支援を行います。
- 発達障害に関しては、現在、4市町において行われている乳幼児健診を活用した早期発見や、発見後の親カウンセリングなどの取り組みを、他の市町村に拡大するとともに、医師や保健師などを対象に、早期発見に関する技術研修を引き続き実施し、支援体制の整備を図っていきます。
- また、発達障害等については、健診だけでは発見が難しい場合があり、保育所等の日常生活の場での「気付き」により発見されることも少なくありません。
- 子どもの発達の遅れについての保育士等の「気付き」をそのままにしておくことなく、適切な支援につなげていくために、保育所等への研修の実施に加えて、平成24年4月から創設される「保育所等訪問支援」により、児童発達支援センターなどの専門機関が保育所等を訪問支援する体制を整備していく必要があります。
- 保育所等訪問支援は、新たなサービスですので、専門の療育機関の整備や受け入れ側の理解などの課題もありますが、できるだけ多くの保育所等に巡回支援できるよう、児童発達支援センター等の整備や専門的な人材の育成を進めていきます。

### (2) 専門医師の養成等

- 発達障害に関する専門医師が不足している現状を踏まえ、児童精神医学分野の世界的な権威であるスウェーデン・ヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーグ博士と連携して、子どもの発達や心の問題に対応する専門医師の養成に取り組んでいきます。
- 平成24年4月には、ギルバーグ博士の指導や助言を受けながら、児童精神医学を志す医師にとって魅力のある臨床と研究が行えるよう、ヨーテボリ大学と共同研究を行

う「高知ギルバーク発達神経精神医学センター」を設置し、全国の若手医師の受入先となるように取り組みを進めていきます。

- また、児童・思春期の専門病床 14 床を備えた高知医療センターの精神科病棟が同年 4 月に開設され、児童精神科の診療が開始される予定であり、精神疾患や重度の発達障害のある子どもなどへの支援体制が整備されることから、適切な機関で必要な支援が受けられるよう、療育福祉センターをはじめ、関係機関との有機的な連携体制を構築していきます。

### (3) ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

- 障害のある子どもについては、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期から就労に至るまで、子どものライフステージに応じて一貫して支援を行っていくことが重要です。
- そのためには、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携を取りながら、継続的に子どもとご家族を支援することが必要です。
- 今後は、出生から成人期に至るまでの各段階における支援内容や本人の状況を記録した「個別支援計画」の作成を広げるとともに、計画が確実に引き継がれるよう、教育委員会とも連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築していきます。
- また、平成 24 年 4 月から、障害児相談支援事業の創設により、サービス利用時の支援計画の作成が義務化されますので、支援計画の作成主体となる市町村や相談支援事業所に対して、適切な計画が作成されるよう支援を行います。

### (4) 療育支援体制の充実

- 診断後の療育支援の場が不足している現状を踏まえ、できるだけ身近な地域で療育支援が受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する事業所を整備する必要があります。
- 事業所の整備にあたっては、開設に必要な施設整備や設備整備への助成や、地域の障害者施設などに新たな事業展開を働きかけるなど、市町村等と連携を図りながら、必要なサービスの確保に積極的に取り組みます。

- また、利用者の少ない中山間地域などにおいて、新たに事業所を開設する事業者への運営費の助成などを行いながら、サービス提供体制の充実を図ります。
- さらに、障害の特性や子ども一人ひとりの発達の状況に応じた専門性の高いサービスが提供されるよう、療育福祉センターによる事業所への技術支援や、児童発達支援管理責任者に対する専門研修を実施します。

